

令和6年4月1日改正

公益社団法人日本馬術連盟（以下、JEF）は、JEF 登録馬に対する馬インフルエンザ予防接種実施要領を以下のとおり定める。なお、本要領は JEF 公認馬術競技会と併催する非認定種目に出場する馬匹についても適用する。

1. 馬インフルエンザ予防接種

(1) JEF 競技会に参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・60 日以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 6 ヶ月+21 日以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

【経過措置】

1. 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬について

- ① 2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 ヶ月以内であれば可とする。
- ② 基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。

2. 2024 年 1 月 1 日以前に基礎接種を完了している馬について

- ① 2 回の基礎接種の間隔は、21 日以上・2 ヶ月以内であれば可とする。
- ② 基礎接種の後の最初の補強接種は 7 ヶ月以内であれば可とする。

3. その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。

(2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種または基礎接種（2 回目）を受けていなければならない。

(3) 競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。

(4) 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が下記例文の文言を用いて輸入前の接種歴を証明し、接種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。

《例文》

本馬は JEF 要領に則って馬インフルエンザ予防接種を適正に受けており、最新の接種日が●年●月●日であることを証明します。

●年●月●日 獣医師署名

2. 馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置

馬インフルエンザ予防接種不備のうち以下に該当する場合、以下に定める反則金を JEF に納めることによって入厩許可を得ることができるものとする。なお、反則金の支払いをもって接種不備が解消されることはなく、競技会終了後、本実施要領に則った接種を行わなければならない。下記項目に該当しない接種不備馬の入厩は認められない。

- (1) 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 2 週間以上であって 21 日未満：1 万円
- (2) 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 60 日を超え 3 ヶ月未満：1 万円
- (3) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 1 週間以内：1 万円
- (4) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 2 週間以内：2 万円
- (5) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 4 週間以内：3 万円

3. その他

競技会実施要項に定められた防疫要領を遵守すること。

※ 馬伝染性貧血検査に係る要件は平成 30 年 4 月 1 日に削除。

※ 日本脳炎予防接種に係る要件は令和 2 年 4 月 1 日に削除。

平成 20 年 4 月 1 日施行

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 23 日改正

平成 24 年 3 月 2 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 1 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正